

令和7年10月8日

さいたま市長  
清水 勇 人 様

さいたま市商店会連合会  
会 長 染 谷 幸 一

## 要 望 書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業推進につきまして、格別なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、さいたま市内の商店会（街）は、地域住民の生活を支える身近な商業拠点として、日々活動を行っておりますが、近年の少子高齢化や消費行動の変化、物価高騰により、商店街を取り巻く環境は厳しさを増しております。

商店会（街）組織の維持・存続自体が危ぶまれる中、国、県、市により様々な経済施策が行われており、当連合会といたしましても心より感謝申し上げます。しかしながら、今後の経済回復への見通しは不透明極まりなく、消費者の経済マインドの向上については厳しい見通しが続くものと思われまます。

今後とも、当連合会といたしましては商店会（街）への来街機会の創出および地域経済の活性化に尽力して参りますので、さいたま市から下記の事項につきまして、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 商店街街路灯等電気料補助事業の補助率 10/10（無償化）について

令和7年度商店街街路灯等電気料補助事業について補助率を本来であれば原則 1/2 以内に戻すところ、4/5 以内にご配慮いただき、誠にありがとうございます。

しかしながら、エネルギー価格の高騰は続いており、いまだ先行きが見通せない状況で、依然として街路灯の維持については強い危機感があります。

商店街街路灯は、商店だけではなく、地域住民の安心・安全を守る防犯灯として、生活に不可欠な役割を果たしています。夜間の照明は視認性を向上させ、犯罪抑止効果や事故防止にも期待できます。商店街街路灯は市民からしても重要で不可欠なインフラである

こと、公共の利益に多大な貢献をしていることを踏まえ、あらためて市における商店街街路灯の位置づけをご検討いただきたく存じます。

つきましては、令和8年度の商店街街路灯等電気料補助事業の補助率を10/10（無償化）で検討いただきますようお願い申し上げます。

## 2. 商店街活性化キャンペーン事業補助金の継続について

いまだ先行きが見通せないエネルギー価格や、原油・原材料の高騰などによる経済的な影響により商店会（街）の会員事業所は、大変厳しい状況です。

本事業は平成21年度から継続させていただいている実績から、消費者に広く認知され、消費者を市内商店会（街）へ誘引するために必要不可欠であり、大幅に落ち込んだ消費の喚起を促すものとして、商店会（街）の振興に非常に大きな役割を担っております。

つきましては、商店街活性化キャンペーンを継続するにあたり、引き続き事業補助についてご支援賜りますようお願い申し上げます。

## 3. 商店会（街）街路灯の保険加入に対する支援について

現在、設置されております街路灯については万が一に備え、損害保険に加入している商店会（街）もございますが、商店会（街）の消失や保険会社の街路灯保険の撤退により、保険未加入の街路灯も多々存在します。

設置から長い年月が経過し、明らかに老朽化が進んでいるものも複数見受けられ、これらの街路灯については、万が一倒壊等の事故が発生した場合、住民や通行人に危険が及ぶ可能性が高く、また物的損害を伴うことも懸念されます。

このような状況を踏まえ、商店街街路灯の保険加入に対する補助制度の新設について、ご検討いただけますようお願い申し上げます。

万が一の事態に備えることで、地域住民の安心・安全を守るとともに、万全な危機管理体制の一助となるものと存じます。

## 4. エネルギー価格・原油原材料高騰の影響を受けている事業者向けの支援策の拡充について

不安定な海外情勢によるエネルギー価格の高騰や原油・原材料の高騰など経済的な影響はかつてないほどの規模となっております。その様な状況下、さいたま市におかれましては、様々な経済対策を講じていただき誠にありがとうございます。

しかしながら現状に対して、経済情勢の先行きが不透明極まりない状況にあり、いまだ収束へ向けた道筋が見えず、さいたま市内の商店会（街）は、経済的な影響を受けやすい小規模事業者が大半を占める組織で構成されております。

つきましては、上記の影響を受けている事業者向けの更なる支援策拡充をお願い申し上げます。

## 5. 地域活性化の一助とする商店会（街）でのイベント開催時における公共施設等の提供について

地域活性化の一助として商店街等でイベントを開催しているが、近年、近隣住民から騒音等の苦情が多く見受けられるため、イベント開催に伴う公共施設の提供への協力ならびにイベント開催時に地域住民への協力を呼びかけるようお願い申し上げます。

## 6. デジタル地域通貨の加入促進に伴う決済手数料減免の実施継続について

令和7年度デジタル地域通貨加入促進に伴う決済手数料減免キャンペーンを実施していただき誠にありがとうございます。

さいたま市において導入されたデジタル地域通貨は、地域経済の循環促進、キャッシュレス化の促進、そして中小事業者の支援を目的とした重要な政策であると認識しております。

しかしながら、手数料負担の懸念から、導入を見送っている商店会（街）の会員事業所も多く、加盟店の伸び悩みの一因となっております。

その中で実施された「決済手数料減免キャンペーン」は、店舗側にとっての導入のハードルを大きく下げた事業であり、加盟店舗数の拡大にとって有効な取組みであります。

つきましては、商店会（街）会員事業所及び地域活性化の一助となるよう、引き続き決済手数料の減免についてご支援を賜りますようお願い申し上げます。